

## 【令和6年度実施 教員採用試験（小学校）受験者】

大学4年生・大学院2年生・既卒者 向け

### 令和6年度岡山県教員奨学金返還支援事業補助金 募集要項

#### 1 はじめに

岡山県教育委員会では、岡山県内の公立小学校（岡山市立小学校を除く。以下同じ。）における優れた教員人材を確保するため、岡山県公立学校教員採用候補者選考試験（秋実施の特別選考を除く。以下「採用試験」という。）に合格した方のうち、岡山県内の公立小学校で教諭として原則10年を超えて勤務することを条件に、日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けた方（上限20名）の返還の一部を補助する事業を実施します。

令和7年度からの就業を希望される方がこの補助を受けるためには、令和6年度実施の採用試験の出願締切前に、岡山県教育委員会にこの補助金の交付候補者としての申請を行い、認定を受けておく必要があります。

この要項の内容を御確認の上、該当する方につきましては、是非応募を検討いただき、併せて、岡山県の公立小学校教員を目指してください。

#### 2 補助金の支給までの流れ

	時 期	行 為 主 体	手 続 概 要
1	(R6実施)採用試験出願締切まで	本 人→県教委	「交付候補者」の認定申請
2	(R6実施)採用試験当日まで	県教委→本 人	認定通知
3	R6. 7月～10月	本 人	採用試験の受験・合格
4	R6. 10月	県教委→本 人	20名に交付申請の提出依頼
5	R6. 11月頃	本 人→県教委	交付申請提出
6	R6年度末まで	県教委→本 人	交付決定
7	R7年度	本 人	(採用1年目)
8	R8年度	本 人→県教委	前年度状況報告 補助金交付請求
		県教委→本 人	補助金支給（1年目）
9	R9～17年度	8の繰返し	

※ 今回は上の「1」の手続の案内となっています。

#### 3 対象者

申込日時点で、次の全てに該当すれば、大学生でも既卒者でも応募可能です。

- (1) 日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金又は第二種奨学金）の貸与を受け、返還予定又は返還中の方

(2) 採用試験に初めて出願する方

(3) 原則として(注)、採用試験に合格した年度の翌年度の4月1日から岡山県の小学校教諭として10年間を超えて勤務する予定の方

(注) 大学院進学等により特例的に採用が遅れる場合を除く。(この場合は、「小学校教員採用候補者名簿に登載された後の最初の4月1日から10年を経過した日以後も勤務する予定の方」。なお、6(2)イ中「採用後」とあるのは、「小学校教員採用候補者名簿に登載された後の最初の4月1日の属する年度から」と読み替える。)

#### 4 補助対象人数

##### 20名(上限)

※ 「交付候補者」としての認定に上限人数はありませんが、最終的に補助対象となる人数は、20名が上限となります。

#### 5 募集期間

令和6年3月21日(木)～同年5月(注)

注 令和6年度実施の岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の出願締切日が締切(必着)

#### 6 補助金の内容

##### (1) 補助対象額

補助対象額は、大学又は大学院の在学中に日本学生支援機構から奨学金として貸与を受けた額のうち、次の表の額となります。

区 分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業(修了)前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業(修了)前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内(ただし、補助上限額は、第一種奨学金の学校等及び通学形態の区分に応じた月額の高額)
3 第一種奨学金及び第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業(修了)前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額(ただし、補助上限額は、2の区分と同様)
※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額の高額補助上限額は、自宅外通学の区分の月額の高額とする。	
※ 給付型奨学金と併給している期間がある場合も、1から3の区分の額とする。	



## 7 応募方法

募集期間内（必着）に次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は簡易書留
- (2) 提出先 〒700-8570（所在地記載不要）  
岡山県教育庁教職員課評価・企画班（奨学金返還支援担当）
- (3) 提出書類
  - ア 交付候補者認定申請書【様式第1号】（様式は、「9」の案内参照）
  - イ 奨学生証の写し
  - ウ 大学卒業（修了）前2年間の借入総額を証する書類  
大学生については、「スカラネット・パーソナル」→「詳細情報」→「貸与明細」の画面の写し  
既卒者については、日本学生支援機構が発行する「奨学金振込明細書」
  - エ 在学証明書（大学又は大学院に在学中の方）又は卒業証明書（既卒の方）
  - オ （該当者のみ）第二種奨学金借受者で自宅外から通学している（していた）場合  
⇒ 家計支持者と別住所であること（あったこと）が確認できる書類  
（住民票、アパートの契約書の写しなど）

## 8 交付候補者の認定の取消し

次のいずれかに該当したときは、補助金交付候補者としての認定の取消対象となりますので、速やかに連絡してください。

- ア この補助金の受給を辞退しようとする場合
- イ 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- ウ 留年又は1年を超える期間の休学をした場合
- エ 停学又は退学となった場合
- オ 採用試験に合格した後、直近の4月1日に県内の公立小学校の教諭として勤務しないこととなった場合（※ 一部例外あり）
- カ 奨学金の返還を誠実に行っていない場合

## 9 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課評価・企画班（奨学金返還支援担当）

電話番号 086-226-7915（直通）

**制度の案内及び申請書類の様式は、岡山県教育庁教職員課のホームページに掲載しています**ので、御確認ください。



## 10 よくある質問

Q 1 今回の認定（交付候補者としての認定）を受けたら、必ず岡山県の教員採用試験を受けなければならないのですか。

A 1 そのようなことはありませんが、岡山県の採用試験を受験しない場合は、交付候補者としての認定を取り消す必要があるので、「9」の問い合わせ先に連絡の上、交付候補者認定辞退届【様式第3号】を提出してください。

Q 2 事前に交付候補者としての認定を受けていない場合でも、採用試験に合格した後に申請することができますか。

A 2 事前に今回の交付候補者としての認定を受けていなければ、補助金を受給することはできません。必ず今回申請をしてください。

Q 3 今回、交付候補者としての認定を受ければ、必ず補助金を受給できますか。

A 3 交付候補者としての認定は、要件を満たす方全員に行いますが、補助金を受給できるのは、上限20名となるので、採用試験の成績に応じて、補助金を受給できる方を決定します。

Q 4 申請後、交付候補者に認定されたかどうかは、通知がありますか。

A 4 認定された場合には、認定通知書を送付します。

Q 5 補助金の交付を受けることとなり、岡山県の公立小学校の教諭として採用された後、10年以内に退職した場合、どうなりますか。

A 5 原則として、それまでに支給した補助金を全て返納していただくこととなります。